

令和6年第1回東海村議会定例会提出議案説明要旨

令和6年3月1日

令和6年第1回東海村議会定例会に提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、専決処分の承認2件、条例の改正13件、条例の廃止1件、関係地方公共団体の協議1件、令和5年度補正予算7件、令和6年度予算11件、財産取得の変更1件、指定管理者の指定1件、公の施設の広域利用に関する協議1件の合計38件でございます。

承認第1号 東海村手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、戸籍法の一部改正に伴い、戸籍謄本等の広域交付、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等を開始するため、東海村手数料徴収条例の一部を改正する条例について専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

承認第2号 令和5年度東海村一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

国の低所得者支援及び定額減税補足給付金制度の開始に伴い、住民税均等割のみ課税世帯への給付及び低所得者の子育て世帯への加算分の給付を実施するため、令和5年度東海村一般会計補正予算(第9号)の専決処分をいたしましたので、地方自治

法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案第1号 東海村学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、急増する学童クラブ利用者の受入れを目的として、新たに舟石川学童クラブの分室を設置するため、条例の一部を改正するものでございます。

なお、この議案につきましては、先議をお願い申し上げます。

議案第2号 東海村青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定につきましては、東海村青少年問題協議会の役割が青少年相談員連絡協議会や個別事案に対応する会議等へ引き継がれており、それらの活動において設置目的が十分に果たされているため、条例を廃止するものでございます。

議案第3号 那珂地方公平委員会規約の一部変更に関する関係地方公共団体の協議につきましては、那珂地方公平委員会の事務を那珂市から東海村に変更することに伴い、規約の一部を変更するため、地方自治法第252条の7第3項で準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第4号 東海村特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、那珂地方公平委員会の事務を那珂市から

東海村に変更することに伴い、新たに特別会計を設置し、委員会の円滑な運営及びその経理の適正化を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第5号 東海村特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、那珂地方公平委員会の事務を那珂市から東海村に変更することに伴い、公平委員会の委員長及び委員の報酬等を規定し、及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会委員が非常勤特別職に該当することに伴い、新たに報酬等を規定し、並びに廃止する青少年問題協議会の委員報酬等の規定を削るため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第6号 東海村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特殊勤務手当の趣旨に則し、課題や状況等を勘案しつつ、実際の村の業務に適合する制度の適正化に向け、特殊勤務手当の対象業務を改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第7号 東海村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員について

て勤勉手当の支給を可能にするとともに、東海村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴い、特殊勤務の対象となる業務を改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第8号 東海村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給するに当たり、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第9号 東海村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域手当の支給割合に関する特例期間を延長するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号 東海村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、茨城県医療費助成制度の重度心身障害者区分の対象者が拡大されたため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第11号 東海村介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施

行に伴い、第1号被保険者の標準段階等を見直すとともに、令和6年度から令和8年度までの3年間における介護保険料を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第12号 東海村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正」に伴い、人員及び運営に関する基準、基本的取扱事項等を改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第13号 東海村指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正」に伴い、人員及び運営に関する基準、具体的取扱方針等を改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第14号 東海村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条

例の制定につきましては、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正」に伴い、医療と介護の連携の推進、感染症や災害への対応力向上、高齢者虐待防止、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり等の観点から、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第15号 東海村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正」に伴い、医療と介護の連携の推進、感染症や災害への対応力向上、高齢者虐待防止、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり等の観点から、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第16号 令和5年度東海村一般会計補正予算(第10号)につきましては、予算総額から歳入歳出それぞれ4億7,911万4千円を減額し、予算総額を224億5,211万2千円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の歳入増、各事業費の確定等に伴い、必要な予算措置を講じるものでございます。

議案第17号 令和5年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)につきましては、予算総額に変更はなく、債務負担行為を設定するものでございます。

議案第18号 令和5年度東海村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきましては、予算総額に変更はなく、債務負担行為を設定するものでございます。

議案第19号 令和5年度東海村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、予算総額に変更はなく、債務負担行為を設定するものでございます。

議案第20号 令和5年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、予算総額に変更はなく、繰越明許費を設定するものでございます。

議案第21号 令和5年度東海村水道事業会計補正予算(第3号)につきましては、予算総額に変更はなく、収益的収入において、一般会計補助金から1億66万4千円を減額して同額を給水収益に追加し、他会計からの出資及び補助の予定額を2億810万3千円とし、資本的収入において国庫補助金から2億2,781万円を減額し、資本的支出において建設改良工事費を3億6,233万5千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、物価高騰等の影響を受けた生活者や事業者を支援し、負担軽減を図るための水道料金免除額が確定したため収益的収入補填額を減額し、須和間配水場各種設備の更新工事に充当するため計上していた国庫補助金について、採択条件の追加付与により延期となったため資本的収入の国庫補助金を減額するとともに、資本的支出の更新工事費相当額を減額補正するため、必要な予算措置を講じるものでございます。

議案第22号 令和5年度東海村下水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、予算総額に変更はなく、債務負担行為を設定するものでございます。

議案第23号から議案第33号までは、令和6年度東海村一般会計予算及び特別会計予算並びに企業会計予算でございます。

これらにつきましては、先ほどの施政方針説明における村政運営の基本的な考え方や令和6年度の予算内容で申し上げましたとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

議案第34号 財産取得の変更につきましては、阿漕ヶ浦公園整備事業用地の取得について、令和3年第1回定例会以降、同事業用地に係る財産取得について、3回の変更の議決をいただいております。この度、駐車場及びアクセス道路として用地取得が整いましたので、買収総面積を10,857.91平方メートルに、買収価格を6,790万4,000円に変更するものでございます。

議案第35号 指定管理者の指定につきましては、神楽沢近隣公園の指定管理者として、「神楽沢近隣公園指定管理業務」受託コンソーシアムを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第36号 公の施設の広域利用に関する協議につきましては、県央地域9市町村で締結している「公の施設の広域利用に関する協定」について、対象施設の追加に伴い、新たに協定を締結するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提出いたしました議案について概要を申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書等によりご審議のうえ適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今会期中に条例の改正2件、指定管理者の指定1件、人事案件2件を追加提出いたしたく準備中でございます。後ほど提出いたしますので、よろしく願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。